

# 特別支援連携協議会だより

根室管内特別支援連携協議会事務局（根室教育局）

今年度実施した、各種研修会等で参加者から寄せられた質問について、お答えします。各学校等における特別支援教育の充実に活用してください。今回は、特別支援学級の教育課程について基本的な考え方をお知らせします。

## 特別支援学級の教育課程

特別支援学級は、障がいがあるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編成された少人数の学級で、児童生徒の障がいの状態等に応じて、適切な配慮の下に指導が行われる必要があります。

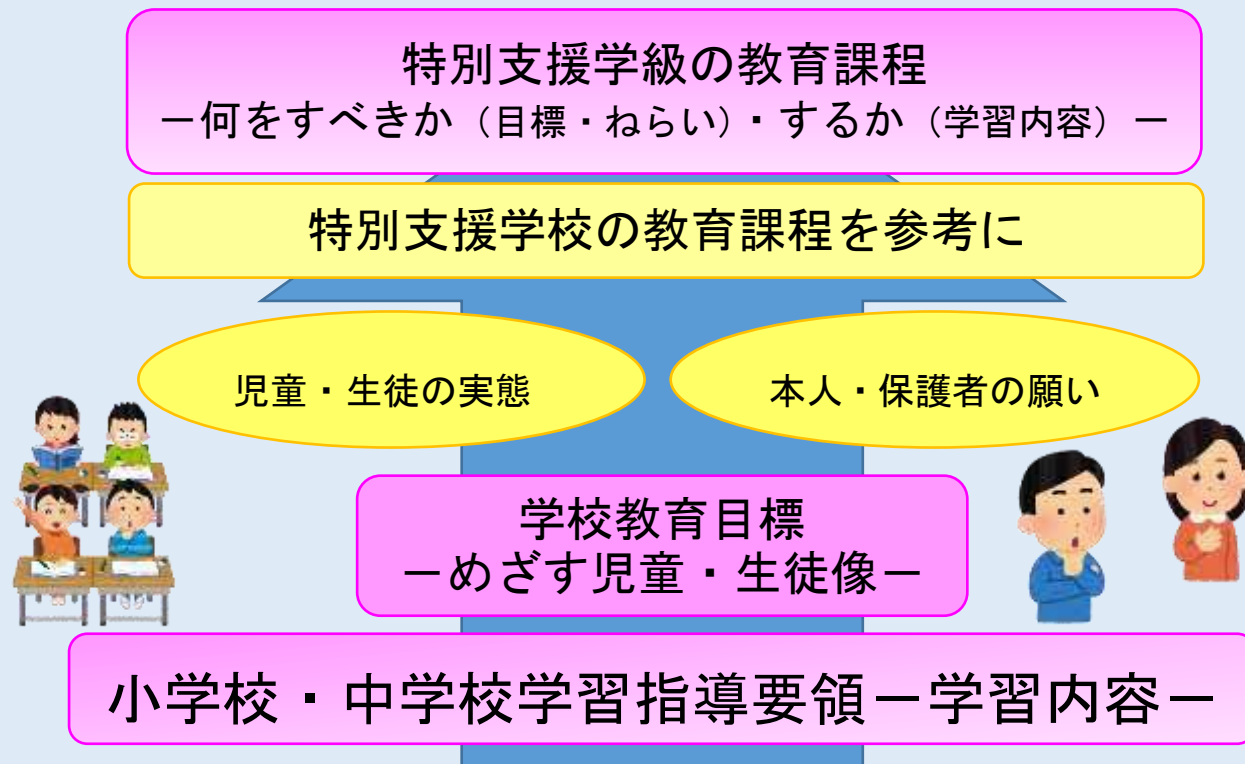
つまり、対象となる児童生徒の障がいの種類、程度等によっては、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではない場合があります。

そのため、特別支援学級に係る教育課程については、**特に必要がある場合は、「特別の教育課程によることができる」（学校教育法施行規則第138条）と規定されています。**特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、指導に当たっては、特別支援学級の担任だけでなく他の教師と連携協力して、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた効果的な指導を行う必要があります。

## 特別支援学級の教育課程の基本的な考え方 1

特別支援学級の教育課程は、小学校、中学校学習指導要領を原則としています。したがって、通常の学級と同じように、各校の学校教育目標を踏まえて編成します。

その際、児童生徒の実態や保護者の願いに基づき、目標やねらいを設定し、学習内容を考えることが大切です。

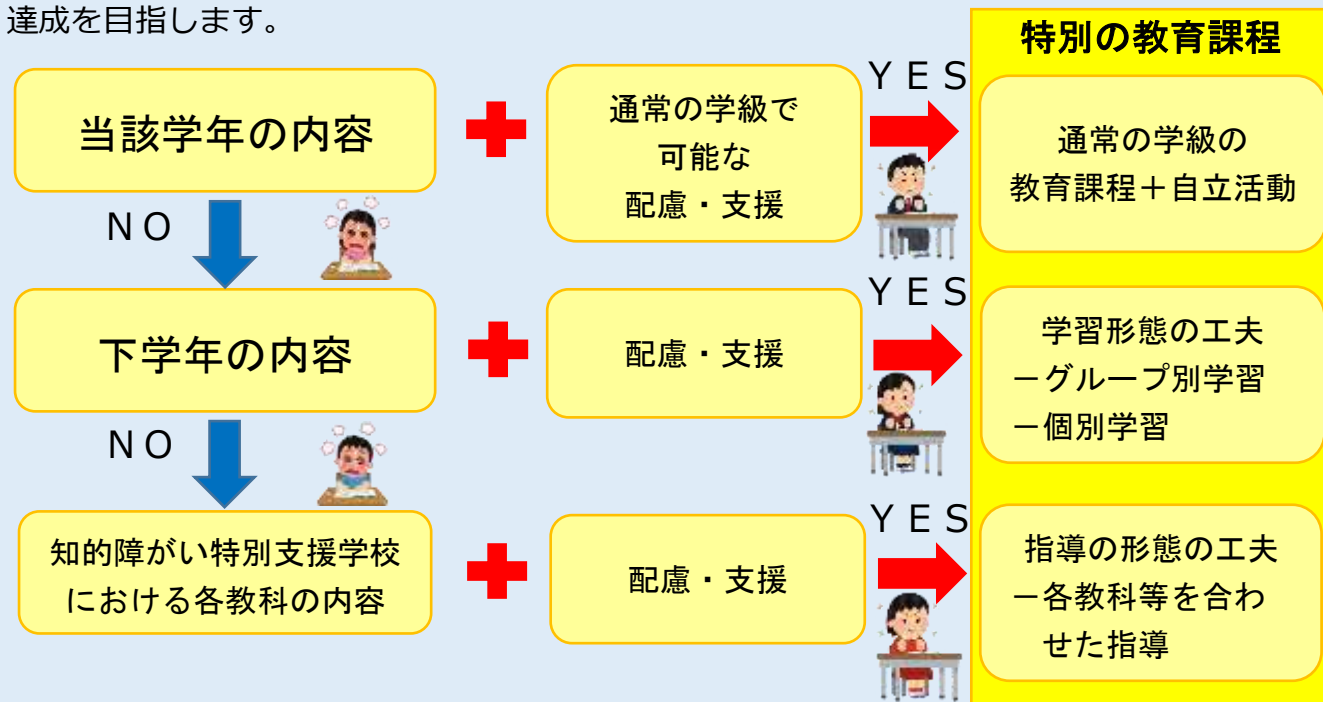


## 特別支援学級の教育課程の基本的な考え方 2

特別支援学級における教育課程を編成する場合、特別支援学級で実施可能な配慮や支援によって対象児童生徒が当該学年の内容で学習が可能かどうかを検討します。

当該学年の内容で学習が難しい場合は、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の内容に変更するなど、指導内容の変更を検討します。

さらに、グループ別学習や個別学習と言った学習形態の工夫や、各教科等をあわせて指導を行うなどの指導の形態の工夫を検討し、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標の達成を目指します。



【小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック－試案－】

平成 28 年 3 月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

## 特別の教育課程で可能なこと

- **各教科の内容**  
下学年の内容や知的障がい特別支援学校の各教科の内容に替えることができます。
- **授業時数**  
各教科・領域等の授業時数は、弾力的な取り扱いができます。ただし、総授業時数は、小・中学校と同じです。
- **自立活動の指導**  
特別に設けられた領域（自立活動）の指導を取り入れます。
- **各教科等を合わせた指導※知的障がいのある児童生徒**  
領域・教科を合わせた指導ができます。
- **教科用図書**  
当該学年の教科書に代えて、他の適切な教科用図書を使用することができます。

【小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック－試案－】

平成 28 年 3 月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

## 知的障がいのない児童生徒の教育課程

- 「各教科等を合わせた指導」はできないことを踏まえる必要があります。  
(ただし、知的障がいはないが、複数の障がいを併せ有している場合を除きます。)
- 教科としての目標の達成を図るため、障がいの状態に応じた指導を通して、**学力の向上を図る必要があります。**
- 知的障がいのある児童生徒と学習活動と一緒にする場合、教科としての目標や内容をそれぞれ設定する必要があります。

【特別支援学級を支えるために～特別支援学級に関するQ & A～】平成 27 年 12 月 北海道教育委員会

## 知的障がいのある児童生徒の教育課程

- 「各教科等を合わせた指導」は、知的障がいのある児童生徒又は複数の障がいを併せ有する児童生徒に対して行うことができます。
- 知的障がいに遅れのある児童生徒に「各教科等を合わせた指導」を行うのは、
  - ・学習した知識や技能が断片的になりやすい
  - ・実際の生活の場で応用されにくいことなど、知的障がいの学習上の特性に応じるためです。
- 児童生徒の知的発達程度等に応じて、下学年の教科書を用いた指導を行うか、知的障がい特別支援学校の各教科による指導を行うか、判断することが重要です。

【特別支援学級を支えるために～特別支援学級に関するQ & A～】平成 27 年 12 月 北海道教育委員会

## 【参考～各教科等を合わせた指導】

### ア 日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に実施するもの

### イ 遊びの指導（主に小学部段階において実施）

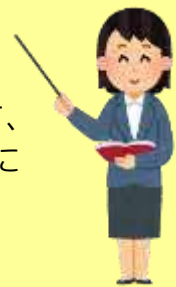
遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくもの

### ウ 生活単元学習

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するもの

### エ 作業学習

作業活動を学習活動の中心にししながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの



【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説 各教科等編】平成 29 年 3 月 文部科学省

## 編成の手順



- 1 実態を把握する  
児童生徒の実態を丁寧に把握します。

### 【実態把握】

- ★ 1人1人の障がいの状態や程度、特性
  - ・障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境など
- ★ 学習状況
- ★ 身辺処理等の生活の様子、コミュニケーション能力、対人関係、運動能力等

※保護者、養護教諭、交流学級の担任等から情報を集め、学級担任だけの限定された実態把握だけでなく、よりの確な実態把握となるようにします。

### 2 指導内容の選定と組織

- 児童生徒1人1人の教育目標を達成するためには、どのような指導内容が必要であるのかを明らかにします。
    - ・学年相当の学習が可能であると予想される教科と困難であると予想される教科
    - ・交流及び共同学習を行うことが可能又は望ましいと予想される教科
    - ・下学年の指導内容の適用が望ましいとされる内容
    - ・着替え、食事、排泄等、身辺処理状況
  - 各教科等の指導内容を考えます。
    - ・各教科等の指導内容は、小学校・中学校学習指導要領及び各教科の解説、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び解説に提示
  - 各教科間の指導内容相互の関連を図り、指導内容を明確にします。
  - 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織します。
  - 合科的・関連的な指導について配慮します。各教科等を合わせて行う指導が適切かどうか検討します。
- ※さらに、学級の状況（在籍人数や在籍学年の幅）を考慮して、指導内容を組織します。

### 3 授業時数の配当

- 総授業時数や各教科等の授業時数については、小学校又は中学校に準ずることになります。
- 児童生徒の実態を考慮して、児童生徒の負担過重にならないよう各教科等の授業時数を配当します。

### 4 時間割の作成

地域や学校、児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、時間割を弾力的に編成します。特別支援学級の同一学年の教育課程は一つですが、時間割は、それぞれの児童生徒に対して作成します。